

(様式2)

随意契約の結果の公表

4月契約分(追加分)

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
感染症検査機器定期保守業務委託	H30.4.1	有限会社友田大洋堂 松江市嫁島13-34	1,380,240	第167条の2第1項第2号	保健環境科学研究所	当該機器は、病原体遺伝子を迅速に検出できる極めて高度な技術を擁する機器であり、製造メーカーの代理店でなければ保守点検ができない。また、故障時に迅速な対応が必要であり、松江市近郊で技術者を確保できるメーカー特約代理店と契約を締結する。	
平成30年度生の楽習講座事業	H30.4.4	(一社)島根県助産師会 出雲市湖陵町二部1644-2	6,100,000	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	島根県助産師会は平成14年から県内の幼児、児童、生徒、学生、保護者等を対象に助産師による出前講座を実施している。また、県の「生の楽習講座」についても平成26年度からの継続事業であり、本事業を委託できるのは一者のみである。	
平成30年度企業の結婚支援業務	H30.4.1	(一社)しまね縁結びサポートセンター 松江市殿町8-3	1,952,424	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	少子化の大きな要因である未婚・晩婚化に対応するため、結婚を望む男女の結婚に向けた活動を支援する(一社)しまね縁結びサポートセンターをH28年4月1日に設置。本事業を実施できるのは一者のみである。	
平成30年度結婚支援強化業務	H30.4.1	(一社)しまね縁結びサポートセンター 松江市殿町8-3	30,260,000	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	少子化の大きな要因である未婚・晩婚化に対応するため、結婚を望む男女の結婚に向けた活動を支援する(一社)しまね縁結びサポートセンターをH28年4月1日に設置。本事業を実施できるのは一者のみである。	
こっころカンパニー登録促進業務委託	H30.4.1	島根県社会保険労務士会 会長 田平 篤	1,296,000	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	島根県社会保険労務士会は、こっころカンパニー認定申請時に必要な書類である、就業規則の作成を行うことの出来る社会保険労務士が所属する、県内唯一の団体であるため。(社会保険労務士法第27条より、就業規則の作成は社会保険労務士に限る。)また、当会に所属する社会保険労務士は、県内企業の就業環境(就業規則等の記載事項や一般事業主行動計画の策定状況)に精通しており、制度の説明(PR)はもとより、企業からの依頼により登録までワンストップで行うことが可能である。	
島根県保育士・保育所支援センター設置・運営業務	H30.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 (島根県松江市東津田町1741番地3)	12,476,000	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	社会福祉法第93条に基づき、福祉人材センターとして知事が指定した社会福祉法人は県内で唯一であるため。	
島根県新卒保育士確保支援業務	H30.4.1	社会福祉法人島根県社会福祉協議会 (島根県松江市東津田町1741番地3)	2,167,000	第167条の2第1項第2号	子ども・子育て支援課	社会福祉法第93条に基づき、福祉人材センターとして知事が指定した社会福祉法人は県内で唯一であるため。	